

奈良県告示第三百一号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十条の二の規定により、指定医療機関から次のとおり医療機関を廃止した旨の届出があった。

平成三十年十二月十一日

奈良県知事 荒井正吾

医療機関の名称	医療機関の所在地	廃止年月日
筒井クリニック	大和郡山市筒井町九三九一六	平成二十七年六月三十日
中谷医院	五條市近内町六三一の四	平成二十七年十二月三十一日
米田眼科	大和郡山市朝日町五二〇番五八号 にし茂とビル三階	平成二十九年十一月二十九日
へいせいクリニック	橿原市久米町五五八番地	平成三十年九月三十日
クオール薬局大和高田店	大和高田市東三倉堂町八番一三 号	平成三十年九月三十日
かとう歯科	橿原市北八木町一丁目五十一六	平成三十年十月一日